

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
初利發發 期率行行 利価日 子格	振額最 替低額 單位面金	發行額 及の適 用の根 振替項 法項及 の及び 適そ	名稱及 及び記 號及記
た期平年額平す額の振 金と成〇面成るの記替 額し二・金二。整載法 を、十二額十數又の 支次六四百五倍は規 払の年パ円年の記定 う算四丨に十金録に 。式月セつ月額はよ たに十ンき十に、る だよ五ト百五よ最振 しり日円日る低替 、算をも額口 支出支の面座 払し払と金簿	一十額の定以律社條九特五個 万九面振の下へ平債第年別年人向 円万金替適「平成株一年法會計に利付 円額機関用を振替株式等の振 で千は受け法」十三年法律第 三日はるもという。七本銀ものう。 七銀行のとし。九億とする。一千の四。 四。そ規。	十額の定以律社條九特五個 万九面振の下へ平債第年別年人向 円万金替適「平成株一年法會計に利付 円額機関用を振替株式等の振 で千は受け法」十三年法律第 三日はるもという。七本銀ものう。 七銀行のとし。九億とする。一千の四。 四。そ規。	平国債、平令第 成の發行年六行 二十發行年三十 五年条件等を次 十一年五月十五 月十日とおり告 月六日大臣麻生 月六日太郎。

には一円とする。ただし、受個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十二項に規定する受入経過利子が発生しない銘柄については零とする（次号において同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.24}{100}$$

初期利子支払期の 6 カ月前の日
から発行日までの日数

×
365

（二） 平成二十七年四月十五日以後の場合

$$\text{額面金額} + \text{経過利子に相当する金額} \\ \times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十七 中途換金
の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者はその相続人が、又はその相続人（特別区を含み、居住する市町村（特別区を含み、第十一条第一項の指定都市にあつてす）、九十六第七号）第二百五十二条の法律、第一項の指定都市又は当該市又は当該市にあつてす）が、死亡したと

助法（昭和二十二年法律第百十災救

害八号）による救助の行わられる災害にかかる債を

害が発生し、当該個人向け国債を

十十五日前では、当該個人向け国債を

有する者が、当該個人向け国債を

十十五日までに、当該個人向け国債を

取れることとする。算式により算出

れることとする。算式により算出

られることとする。算式により算出

られることとする。算式により算出

られることとする。算式により算出

られることとする。算式により算出

の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

の場合の額面金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

日本銀行